

小沢元代表に無罪

陸山会事件、東京地裁判決

元秘書との共謀否定

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる、政治資金規正法違反罪で強制起訴された民主党元代表小沢一郎被告(69)に、東京地裁の大善文男裁判長は26日、無罪(求刑禁錮3年)の判決を言い渡した。



判決のため、東京地裁に入る民主党の小沢元代表は26日午前9時30分

検察の捜査姿勢を批判

与党最大グループを率いる元代表が無罪とされたことは、求心力の回復につながり、野田佳彦首相の政権運営に大きな影響を与える。検察審査会の議決を受けた起訴では2例目の判決で、政治家では初。1例目に続く無罪判決で強制起訴制度の見直しを求める声も高まりそうだ。

大善裁判長は、元代表が土地取得公表先送りの方針や、4億円を簿外処理して公表しないことを了承していたと認定したが、元秘書との共謀の成立は否定した。

元代表が土地取得のために提供した4億円について、元秘書石川知裕衆院議員(38)は二審有罪、控訴Ⅱが「巨額資産の原資をマ

スコミなどから追及されないようにし、政治的不利益を避けるために、2004年分報告書に記載しなかった」と動機を指摘し、虚偽記入を認定。

04年分報告書には土地取得の事実や取得費用も記載されておらず、後任の池田光智元秘書(34)は同Ⅱが05年分報告書にずらして記載した点も虚偽記入と判断した。

強制起訴の適法性については「事件の見立てをし、取り調べ検察官は、その見立てに沿う供述を得ることに力を注いでいた」と検察の捜査姿勢を批判し「事実と反する捜査報告書を検察に送ることはあってはならない」としたが「検審の審査に違法があるとはいえない」と述べ、起訴議決を有効とした。強制起訴の効力に関する司法判断は初めて。

元代表は「全て秘書に任せていた」と全面無罪を主張。収支報告書を作成した石川議員ら元秘書3人と虚偽記入を共謀したかが最大の争点だった。

下野新聞

しもつけ

発行所 宇都宮市昭和1丁目8番11号
〒320-8686
下野新聞社
電話 028-625-1111
郵便振替口座00350-0-407
©下野新聞社2007

読者室 028-625-1179
(受付・午前10時～午後6時)
編集局 028-625-1121
販売局 028-625-1120
広告局 028-625-1133
事業局 028-625-1134

下野新聞社ホームページ
<http://www.shimotsuke.co.jp/>

電子号外

下野新聞購読お申し込みは
フリーダイヤル
0120・810081

栃木のニュースを携帯でも!!

下野新聞
SOON
月額262円

下野新聞 検索